

7月 '78

広報



人 口	
(5月末日現在)	
世帯数	1,481戸
人 口	4,369人
男	2,001人
女	2,368人

昭和53年7月10日 発行:愛媛県西宇和郡瀬戸町 編集:瀬戸町総務課



六月二十九日、午前九時三十分より三机中学校講堂で町内小・中学校児童生徒二五一名が参加して開催されました。

第十八回学校音楽会開催

瀬戸町庁舎建設計画等について

日頃より町行政に限りない御理解御協力を戴いており心より厚く御礼申し上げます。

永年にわたり低迷する不況を公共投資により浮揚、回復を計るべく、町・県を始め行政の協力が一丸となり公共事業の拡大、早期完成を進める中で我が瀬戸町としても教育環境整備を始めとし上下水道町道、農道整備にまた港湾、漁港の整備に懸命の努力を重ねております。この中で今年には町民の皆様が永年御心配されました瀬戸町庁舎の建設もようやく本格化して参りました、庁舎建設の準備等のため永年積立て来しました積立金も約一九〇、〇〇〇千円に達しましたのでこれを基に町民サービスを目標とした近代的行政の中心として町民に親しみやすい環境を形成し町政の健全と調和の象徴として、また将来の瀬戸町長期計画をよりスムーズに運営出来るより慎重に検討の結果瀬戸町漁協の東隣若築建設の作業場の一部を買受け鉄筋三階建の庁舎を建設する事になり今年度当初予算及び六月補正予算に計上議案に於いても慎重審議の結果御同意を得て決定いたしましたので、明るくて住みよい瀬戸町を目標とした議案はもとより町民の皆様方の御理解御協力を得て将来に悔いを残さないような庁舎の完成に努めたいと思っております。

次に瀬戸町の長期計画の一部として国道一九七号線の本格的工事着工に伴なう残土を利用し町民グラウンド体育館等町民の体育向上を目標とした施設を建設しようとする計画であります。

今後地元関係者を始め町民の皆さんの御理解を得て町・県などご協力をお願いし計画実現に努力いたす覚悟であります。

どうか今後とも第一層の御協力をお願い申し上げます。

六月定例町議会開会

―全議案原案どおり可決される―

副議長 西園 剛氏当選
 議長 阿部 敏潮氏
 建設委員長 長谷綾一氏選任

第百三十五回定例(六月)町議会が、去る六月二十四日(会期一日間)に開会され、全議案が原案どおり可決されました。なお、副議長、長谷綾一氏が一身上の都合により辞職されたため、指名推選の結果、新副議長に西園剛氏が当選、常任委員の所属変更に伴い、総務委員長阿部敏潮氏、同副委員長山本又一氏、建設委員長長谷綾一氏、同副委員長大川涉氏を選任されました。

今議会における主な決議事項は次のとおりです。

◆副議長の選挙について
 指名推選の結果西園剛氏当選

◆常任委員の所属変更の申し出について
 総務常任委員会 阿部敏潮、山本又一、西園剛、井上善代男、木村敏明、森谷作太郎、福島朝行、山本寿 以上八名、建設常任委員会 長谷綾一、

大川涉氏、中川晴夫、松田道雄、山本邦義、菅原敬之、松前松春、浅目石男、以上八名。

◆常任委員長、副委員長の互選結果の報告について
 総務委員長 阿部 敏潮
 同副委員長 山本 又一
 建設委員長 長 谷 綾 一
 同副委員長 大 川 涉 氏

◆議席番号変更申し出について
 ◆25ノ30号議案
 ◆25ノ30号議案
 ◆第31ノ54号議案
 ◆第35号議案
 ◆第35号議案
 ◆第37号議案
 ◆第37号議案
 ◆第39号議案
 ◆第39号議案
 ◆第40号議案
 ◆第40号議案

町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
 町道の路線認定について
 瀬戸町住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例について
 瀬戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 第36号議案
 災害被害金の支給及び災害復旧資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例について
 第37号議案
 瀬戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 第39号議案
 民事調停事件の承認について
 第39号議案
 監査委員の選任について
 第40号議案
 町役場の位置を定める条例

の一部を改正する条例について
 ◆第41号議案
 瀬戸町一般会計補正予算について
 ◆第42号議案
 瀬戸町国民健康保険事業特別会計補正予算について
 ◆第45号議案
 瀬戸町土地取得特別会計補正予算について
 ◆議員提出議案第3号
 元号法制化に関する意見書の提出について
 ◆選挙第一号
 瀬戸町選挙管理委員会委員及び同補選委員の選挙について

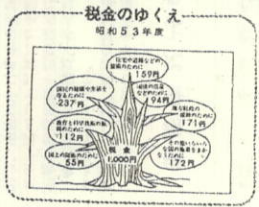
(左記のとおり)
 二宮 敏平 清水 武
 市村三清茂 青木重太郎
 山内 清久 小川建太郎
 森吉吉之助 山本 清治
 小川富士高

税金はみんなのために使われる

税金はみんなのために使われる。私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方が共同で使っています。そこで、私たちの納める税金が一、〇〇〇円当りのように使われるのか図表でみてみましょう。

税金のゆくえ
 昭和53年度

国の活動を表す昭和五十三年度の一般会計予算は、三四兆二、九五〇億円ですが、このうち六三兆が税金でまかなわれています。そこで、私たちの納める税金が一、〇〇〇円当りのように使われるのか図表でみてみましょう。



一人一人が節水を水道週間

8月1日〜7日
 節水をひねれば、好きなだけ水が出る。そんな便利な生活の中で、私たちはとかく水道の水の貴重さを忘れがちです。その水をつくり、家庭に運ぶまでには、多くのお金と人の手がかかっています。浄水場づくり、消毒用の薬品、導水管や配水管の設置、施設の維持、管理……数えあげれば、いろいろな電気やガスとかがかり、水の使い方についてあまりに気がかりな人が多いようです。

印鑑登録と証明の方法が変わります。

昭和53年10月1日から

直接証明方式(手書き)を間接証明方式(複写)に

現行の印鑑証明は、町民の方が実印を持参し、その印影と登録してある印影を肉眼で照合して証明する直接証明方式をとっています。これを印鑑条例の改正で間接証明方式に替えることになりました。新たに採用することになったこの方法は、登録印影をそのまま複写しその写しを認証して印鑑証明書を発行する方法です。

印鑑証明の申請には、実印はいらす。印鑑登録証が必要です。

(改正の利点)
 印鑑証明を必要とするとき実印を持参しなくてすむほか、肉眼照合がなくなるため偽造印の誤認がさげられ事故を防ぐことができます。また証明の正確度を高めるだけでなく事務のスピード化を図ることができま

(手続きの簡素化)
 印鑑を登録した人には印鑑登録証をお渡しします。この印鑑登録証を持参しうえ申請書を提出すれば、本人は勿論、代理人に対しても委任状を必要とせず印鑑証明書を発行します。

- (印鑑登録証)
 印鑑登録証は実印と同様に大切に保管してください。
 「印章」「発行町長公印」だけ記載されています。従って何者も誰のもので、どの印鑑を使用しているか控えておくなど混乱のないようにしておいてください。
- (登録の手続き)
 ①登録する印鑑
 ②本人であることを確認できるもの
 ③官公署の発行した免許証、許可証身分証明書で写真貼付のもの(割り印、浮き出し印のもの)
 (例)運転免許証、狩猟免許証、海技免状、傷夷軍人手帳、警察手帳
 ④外国人登録証明書
 ⑤②の免許証等がないときは本町で既に印鑑登録を受けている者による保証書(保証人の実印が必要です)
 ⑥登録する印鑑
 ⑦代理人の印鑑
 ⑧代理権授与通知書
 (登録のできない印鑑)

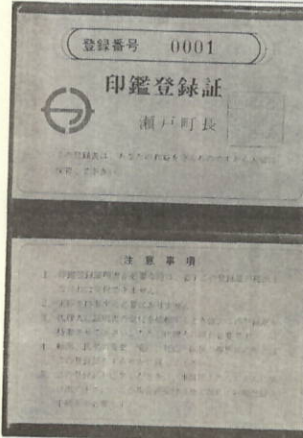
①住民基本台帳または外国人登録原簿に記載されている氏名氏名もしくは名、または氏名の一部を組合わせたもので表示していないもの
 ②職業資格その他氏名以外の事項を考へたものでないもの
 ③ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
 ④印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの
 ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
 ⑥登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

登録替えは九月三十日まで

九月三十日までに登録替えを
 印鑑登録証はこんな形になります。

して下さい。それ以後は、いま登録している印鑑は「無効」となり十月一日以後に印鑑証明を必要とするときは、印鑑登録の手続きをしないおしりえでなく、印鑑証明書を発行することができません。

①九月三十日までは登録替えの準備期間で九月三十日までは今までのように実印を持参して発行できないこと、印鑑証明書を発行することができません。
 ②十月一日以降の印鑑登録の手続きは、登録替えのときと同じです。従って代理人が印鑑登録の申請に来られたときは、その印鑑登録証明書を発行できませんのでご注意ください。
 ③九月三十日までに登録替えをしない印鑑は、印鑑登録停止の届出がなくとも九月三十日限りで「無効」となります。



青年農業者バレーボール優勝!!

去る六月十八日保内町で第十二次八西地区青年農業者球技大会が開催されました。バレーボール青年農業者(後援者)はバレーボール、ソフトボールに参加し、ソフトボールはおしくも一回戦に敗れましたが、バレーボールについては昨年同様二年連続優勝しました。

大会成績表

バレーボール	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回
保内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三瓶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日土	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三瓶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日土	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



商工会

厚生年金!!

知らないで損を
していませんか

◆厚生年金は自分で請求しない
と支給されません。
◆厚生年金に一年以上加入期間
のある人で一定の要件に該当
すれば六十才になると厚生年
金の被保険者証を請求しよ
う(現在働いている人も可)
◆厚生年金の被保険者証を紛失
したり二枚以上持っている人

は不利なので、早く一枚に整
えておきましょう。
◆厚生年金の加入期間の不測の
人も調べることが出来ます。
◆その他健康保険・労災保険・
雇用保険(失業保険)などに
関し何でも相談に応じます。
相談は無料です。
(電話でも可)二一〇七三八
日 時 七月二十日・九月二
十日・十一月二十日
◆場所 瀬戸町商工会
社会保険労務士
二宮 正夫
主 瀬戸町商工会
後援 瀬戸町



郵便局

○ 七月一日より、暑中見舞いが
が発売されます。
ふるさとのたよりをどうぞ……
○ (推) 定期貯金の受付期間は、十
一月二十日まで延長されました。
で、お申込みをお待ちして参りま
す。詳しくは、窓口でお尋ねくだ
さい。



人々のうごき

昭和五十五年五月分

(婦 欄)

統計クラブ コンクール

行政管理局が主催する「統計
クラブ全国コンクール」の応募
締め切り日がやまののち、応募
の熱心なため、統計の表現技
術を高めるために、統計の表現技
術のコンクールを今年で十六回目
で、全国の小中高大学生、および

夏休みは、非行の季節、
規則正しい生活を
非行の芽は早く
つみとろう



が話し合う機会を出発するだけ多
く持ち、日ごころ相互理解を
深める努力が大切です。
夏休み中は、とくに次の点に
注意してください。

- 一 投票は各都とも自由とする。ただし、第一回の作品については、児童が審査した結果をグラフにしたものとす。
- ◆ 応募資格
第一節：小学校三年生以下の児童
第二節：小学校四年生以上の児童
第三節：中学校の生徒
第四節：高等学校以上の学生
第五節：一般
- ◆ 課題
一 「生活リズムを崩さない」
二 「生活リズムを崩さない」
三 「生活リズムを崩さない」
四 「生活リズムを崩さない」
五 「生活リズムを崩さない」
六 「生活リズムを崩さない」
七 「生活リズムを崩さない」
八 「生活リズムを崩さない」
九 「生活リズムを崩さない」
十 「生活リズムを崩さない」

の早期発見のポイントとなる日
安をいくつかあげてみました。
○ 睡眠の時間を「デブ」とい
ったり、原因には分かりにくい
原因を言うことがないか、ある
いは言葉づかいが乱暴になって
いないか。
○ 家の人に行き先を言わずに
外出したり、帰宅時刻が不規則
に遅くなったたりしないか。
○ 以前と比べて金遣いが荒く
なったり、使い道を言わずに小
遣いをせびたりしないか。
○ 服装やヘアスタイルを必要
以上に気にしたり、着方がくず
れていないか。



(死 欄)